

# 七世紀の地方木簡

鐘 江 宏 之

## 一 七世紀から八世紀初頭にかけての地方出土木簡

近年、各地の遺跡の調査により、七世紀に使用された木簡ないしその可能性がある木簡の出土例が増えつつある。八世紀に比べて文献史料が少ない時期であり、ことに古文書のような一次史料が残された可能性の低いと推測される七世紀の地方の様相については、木簡の物語る部分が注目され、また事実様々な面を明らかにできる可能性を秘めていると言つてよい。本稿では、現段階までに知られる七世紀の地方木簡を集成し、木簡そのものの持つ問題点をいくつか指摘したいと考える。

地方出土の七世紀～八世紀初頭の木簡として別表（以下、一覧表と略称）にまとめたデータは、「木簡研究」を索引的に使用して集めたものである。集成した木簡の目安としては、制度史の上で一般的に七世紀代の表記として認識されている次の三点を第一の基準とした。年号を使用し始める大宝年間よりも前と考えられる干支によ

る年紀、大宝令で郡制となる前の地方組織である「評」の表記、七世紀後半から見られる「里」に先行するとみられる「五十戸」表記である。さらに、木簡の出土した遺構の層位における伴出遺物によって考古学的に判断される年代観から七世紀に遡る可能性があるものも、併せて取り上げることとした。ただし、この場合には、出土状況からは七世紀のものと八世紀初頭のものを区別し難い場合が多いので、同じ層位のものを列挙することとした。したがって、「評」と記されたものだけではなく、「郡」と記されたものなど、明らかに八世紀代と考えられるものも挙げており、また、遺跡によつて層位の分け方が異なるなどの事情から、同様に七世紀に遡る可能性もありながら、明確に七世紀代を示す木簡が同一層位に無かつたために取り上げなかつた木簡もあり得ることをご承知願いたい。実際に「評」「五十戸」以外には現在のところ知らないが、記述上の語彙の点で、古い時期の特徴的な表記として扱うことができるものをさらに見出していくことも、考慮されなければならない。

一覧表を概観してわかるように、七世紀の地方木簡も、用途の上では、文書・記録・付札・呪符など、多様な使われ方がなされる。漠然とした言い方になるが、七世紀のうちから八世紀代と同じように、木簡が多様な用途に使われていたことは明らかであろう。

また、出土遺構についてみると、発掘調査において七世紀代の官衙がそれほど見つかっていないためでもあるが、河川跡や流路、あるいは大溝・壕などとされる遺構からの出土例が比較的多い印象を受ける。官衙が八世紀ほどには整備されていない時期ではあるが、偶然の結果としてこのような事例となっているというだけでなく、木簡を廃棄する行為や廃棄場所への意識が八世紀段階と違つていた可能性も含めて、今後追究すべき視点かもしだれない。

## 二 文書木簡における行取り

現在、公式令に規定されたような解式による文書は、七世紀段階では文書木簡も含めてほとんどみられず、符式や解式が広く用いられるようになるのは、八世紀冒頭の大宝令施行が画期と考えられている<sup>(1)</sup>。しかし、大宝令施行よりも前から、上下の情報伝達を行うための文書も存在したとみられる。藤原宮跡出土の木簡には「前白」「前申」といった文言がみられ、これは文書の差し出し側と受取り側との関係によって「某の前に申(白)す」とされていることから

みて、一種の上申文書であることは、すでに指摘してきたところである<sup>(2)</sup>。地方出土の木簡にも、次のようなものがある。

### ◎滋賀県西河原森ノ内遺跡一〇号木簡<sup>(3)</sup>

・十一月廿二日向京大夫□前牒白奴吾□□賜□

・□匹尔□□□寵命坐□<sub>〔面〕</sub>□今日□□□□

「向京大夫□前牒白」という文言からは、宮都におけるものと同様の表現が地方でも行われていたことがわかる。

一方、指令内容を下達した文書木簡も見られる。同じく西河原森ノ内遺跡出土の例を掲げる。

### ◎滋賀県西河原森ノ内遺跡二号木簡<sup>(4)</sup>

・椋□□之我□<sub>〔往カ〕</sub>稻者馬□<sub>〔不カ〕</sub>得故我者反來之故是汝ト部

・自舟人率而可行也

其稻在處者衣知評平留五十戸旦波博士家

文意のとりやすい表側途中からの部分を見ると、「……稻は馬得ざるが故に我は反り来たり、故に是れ汝ト部自ら舟人率ゐて行くべきなり……」と記され、一種の命令下達と思われる。こうした命令下達は、大宝令施行後には公式令に拠り符式を用いて記されることになるであろう。

以上は上申文書・下達文書として理解できる典型的な例であるが、中には、次の例のように、必ずしも上申なのか下達なのか判別できずどちらの可能性も考えられるものもある。

◎埼玉県小敷田遺跡一号木簡<sup>(5)</sup>

- ・×□□直許在□□代等言而布四枚乞是寵命坐而
- ・×□呼善問賜欲白之

上申なのか下達なのかという理解は、文意が通じないと判断できないため、実際には判断のつかないもののがかなりあるが、全国的にこうした上申や下達の類例と考えられるものがいくつもある。一覧表においても、用途の項にこのような文書と考えられるものを指摘しておいた。

情報伝達のためのこれらの文書木簡に共通する特徴として、いずれも一行書きであることに注目したい。図1には先に掲げた木簡の見取り図を示した。小敷田遺跡一号木簡は表側の面から一行で書き出してそのまま裏側まで記し、裏側の面の途中で文章が終わっている。西河原森ノ内遺跡一〇号木簡の場合には、表側から裏側まで一行で書いていて、裏側下部が一行で文字が寸づまりになっている。

一行で書いていて面が足りなくなつたために最後を小さい文字で二行にして処理したと考えることができ、最初から二行に書くことを前提としていたのではないだろう。

一覧表においても、一行書きの特徴が見られる文書木簡についてはその点を記しておいた。いずれも木簡の幅の中を最初から一行でしか書かないつもりの大きさで文字を書いていくというスタイルである。すなわち、情報を書き込むための一つの素材として縦長の木

## 西河原森ノ内遺跡二号木簡

(『西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書』一九八七年による)

涼百傳ヒ私情は福者馬不傳故我者又來ヒ故是也ヒ  
自舟人卒而可ナ也 其福在霧名天知許平道秀千ノ但傳土室

## 西河原森ノ内遺跡一〇号木簡

(『木簡研究』一二号、一九九〇年による)

十一月廿一日自主大安ノ二月自知五  
月・日・一寵命坐而<sup>ノ</sup>自<sup>ノ</sup>福

## 小敷田遺跡一号木簡

(『小敷田遺跡』一九九一年による)



図1 7世紀の1行書きの文書木簡(1:5)

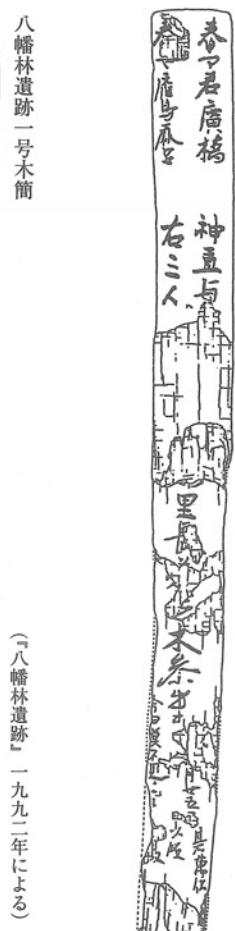
簡の面を与えたときに、そこに伝達すべき情報を一行で書き込んでいくという方式である。これは一列に並べられた文字の列によって相手に情報を伝えると

いう方法であり、文意が伝わらなければ、（現代のわれわれにとっても）上申なのか下達なのかという判別さえつかないといふことになる。もちろん、当事者どうし

のやりとりでは、上申なのが下達なのかは自明のことであり、このようなスタイルでも意思伝達が可能であったのだろう。ところが、この一行書きの様式は、大宝令制の導入以後に変化していくようである。文書の情報の中に、差し出し、宛

山垣遺跡二号・三号木簡

（「山垣遺跡出土木簡の再検討」（第一九回木簡学会研究集会報告資料）による）



（「八幡林遺跡」一九九二年による）

所、「符」「移」「解」の文言、日付、署名といった要素が取り入れられ、これらの情報を木簡面上にどのように配置するのかを工夫するようになる。例えば図2に掲げた兵庫県山垣遺跡の郡符木簡（三号十一号）<sup>(6)</sup>は、こうした工夫の見られる例として扱うことができよう。書き出し部分は一行だが、情報の詳細な部分は二行にして人名を列記したり、末尾の日付や署名はさらに細かい文字で書き記すと、いうように、木簡の面をどのように使って情報を書き込んでいくか

を考え、面上の表記を構成している。また新潟県八幡林遺跡一号木簡も、同様に「郡司符」の文言の後に空白を設けたり、裏側末尾の文言「符到奉行」を小字にして右に寄せ、また使者や日付・署名を小字の割書にするといった様子が窺われる。これらはいずれも八世紀前半の例であるが、七世紀の一行書きのものに比べて、木簡によって伝える情報をいくつかに区分して情報ブロックとして把握し、木簡面上における情報の配置を工夫するようになったとみることが

図2 8世紀の文書木簡（1:5）

できる。七世紀段階の木簡の一<sup>1</sup>行書きは、冒頭から一行で書いていき、木簡面下部が空白になつてもかまわざ空けている。情報が終わつたところで記述が突然途絶えるという感じで、後は余白になる。小敷田遺跡一号木簡はその典型であろう。伝えたい情報を記す上で、漢字を並べて文章にしたものと、一直線上にめりはりなく並べいくという方式である。面が余れば余白、足りなければ最後のところだけ二行にしてしまう。これに対して、符式導入後は、双行、小字、左寄せ、右寄せなど、配置を考え、情報のブロックごとに文章を切つて、面の中に割り付けていく方式である。地方の木簡における七世紀と八世紀の比較のために郡符木簡を取り上げたが、宮都の木簡でも事情は同じである。

郡符木簡について変遷をたどると、この後にはさらに変化していくこともわかる。福島県荒田目条里遺跡からは九世紀ごろのものと考えられる郡符が二点出土しているが（一号木簡・二号木簡<sup>⑧</sup>、図3に示したように）いずれも木簡の冒頭が複数行のものである。八世紀前半には木簡の幅の中央に一行で書き始めていたものが、最初から、複数行で書くことを前提にした大きさで文字を書き始めるようになつたと<sup>2</sup>言つていい。ある意味では、

荒田目条里遺跡二号木簡

こうした点を踏まえると、屋代遺跡群出土木簡においても、次のような例は、文章としての内容の詳細は把握しかねるが、一行書き

木簡面を最大限に利用する記述方法とも解することができよう。このような木簡面の使い方が後になつて出てくることは、紙の文書の普及との関連性も考えなければならないだろう。おそらく七世紀段階では、紙の文書と木簡の文書との関係は、こうした面の使い方にに対する意識において共通する部分は少なかつたのではないだろうか。先に掲げた西河原森ノ内遺跡二号木簡は、おそらく郡符のように地方での命令下達の機能を有する木簡であろう。郡符ないしその機能を有するものの系譜として限定したとしても、以上のような情報記述方法の変遷をたどることができる。

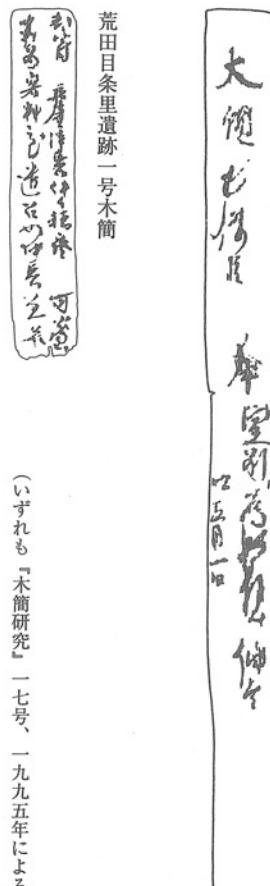


図3 複数行書きの文書木簡（1:5）

の文書木簡と考えることができるのではないだろうか。

### 八世紀 公式令下の木簡 I (↑ 一行書きの衰退)

#### ◎屋代遺跡群三二号木簡<sup>(9)</sup>

酒人部万呂郡作人 □千 □出  
〔定カ奉または本〕

#### ◎屋代遺跡群三三号木簡<sup>(10)</sup>

□別カ □者人カ  
□羅者三日 □列有 □

三三号木簡には「郡」の文字があり、おそらく八世紀に入つてからものであろう。層位的には七世紀末～八世紀初頭のものなので、八世紀初頭までこうした一行書きが各地で残つたと考えてもよいかかもしれない。

このように八世紀初頭まで一行書きは若干残るが、やがてスタイルとしては消えていくことになる。この変化の契機としては、八世紀冒頭の大宝令の導入が、やはり何らかの意識の変化を与えたと考えられる。面の使い方において、七世紀段階よりも多くのことを考えて記すようになったことは確かであろう。また、先掲の九世紀の木簡のように冒頭から複数行書きする郡符が登場するのは、さらに次の段階ととらえるべきである。以上のように理解した上で、文書木簡の変遷を簡単に示すと、次のようになる。

※ 行取りからみた情報伝達用文書木簡の段階

七世紀～八世紀初頭

公式令前の木簡 (一行書き)



#### 九世紀 公式令下の木簡 II (↑ 複数行郡符の登場)

七世紀の一行書きの方法は、音声による伝達そのものを記述しているわけではないにしても、情報を文字に書き記していった最初の段階として、視覚的に追うことによって受け手に伝わるという時間の中で直線的にしか表現できないものを、面の上で同じように直線的に伝えているということであろう。七世紀の木簡については、逆に、そうした直線的な情報の伝え方の中でどのような工夫をしているのかという点に注目していかねばならない。「前に申す」という文言などは、こうした技術の一つとして位置づけることができよう。

以上のように考えたときに、七世紀段階のもので若干問題になる木簡が二例ほど知られる。いずれもかなり幅の広い木簡に複数行で文章を記している点がやや問題となる（法量は一覧表を参照されたい）。

#### ◎静岡県伊場遺跡八四号木簡<sup>(12)</sup>

乙酉年二月 □□□□□御□久何沽故 □□  
〔下カ〕〔父カ〕〔買カ〕

□御調矣本為而私マ政負故沽支□者  
〔以カ〕

□天□□□□□不患上白  
〔老カ〕

#### ◎滋賀県湯ノ部遺跡木簡<sup>(13)</sup>

・丙子年十一月作文汜 (右側面)

・牒玄逸去五月中□□蔭人  
自從一月已來□□養官丁  
久蔭不潤□□□蔭人  
・次之□□丁□□□等利□  
壞及於□□□□□人□  
裁謹牒也

これら二点の木簡は、厚さが一～二センチと比較的厚手なことも特徴的である。こうした形態的な特徴も踏まえて、湯ノ部遺跡出土木簡については、紙の文書の控えないし文例を記したものと考える説が提示されており、<sup>(14)</sup> いずれにせよこれらは紙の文書の使用との関連で複数行の記載様式を理解すべきものとみられ、単独で情報伝達のために使われたとは考えにくい。情報伝達に使われた文書木簡が一行書きの慣行であったことには、抵触しないと思われる。

### 三 記録簡における段組みと作業における利用

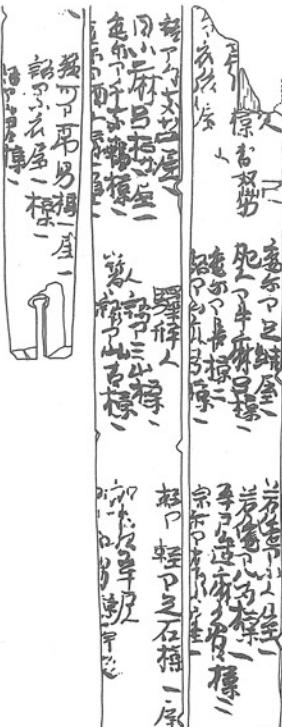
七世紀の地方木簡の中には、記録簡についてもいくつか例があるが、その中で歴名を記したものに注目してみたい。歴名として扱うことのできる木簡も、人名を列記した以外に他の情報を付加している場合が多く見られる。いくつかの例を図4に示した。伊場遺跡二

一号木簡は人名を列記し、人名の下に「椋」や「屋」と書いてさらに「一」や「二」といった数値を記している。<sup>(15)</sup> 西河原森ノ内遺跡三号木簡は、人名の下に数値と「布」字を書いている。<sup>(16)</sup> 屋代遺跡群一〇号木簡は、人名の下に「布手」と記す（屋代遺跡群には他に人名と「布」と数量を記した五九号木簡があり、層位的に八世紀に入つてからのものと考えられるため一覧表には挙げていないが、これは西河原森ノ内遺跡三号木簡とよく似た内容である）。山垣遺跡五号木簡には、人名の後に束数などの記載がある。<sup>(19)</sup>

これらの歴名記載の様式において注目されるのは、各人名の書き出し位置を、何段かに揃えて書いているという点である。もちろんこうした記述様式は八世紀にもあり、宮都出土の木簡でも、地方出土の木簡においても、八世紀に入れば普遍的に見られる様式であることは多言を要さないだろう。こうした八世紀に統いていく段組の様式が、すでに七世紀の時点から現れている、言い換えれば、記録簡において歴名を段を揃えて書く方法は、七世紀に溯ることがわかるのである。おそらく、複数行で歴名を記し、各人名の書き出しを揃えるという方法が一般的に普及していたと考えられ、このことは、先に触れた文書木簡を一行で書いていく様式とは対照的な印象が持たれる。このように、木簡において段組を施し人名の書き出しを揃える歴名記載様式の存在が七世紀に遡るということになれば、一方で、人名を列記したものとしての籍帳などの歴名文書との関連性を考えて

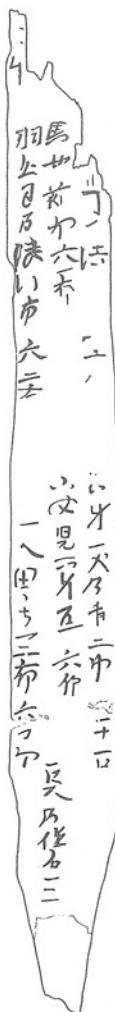
伊場遺跡二号木簡（裏面）

（『静岡県史』資料編三考古三、一九九二年による）



西河原森ノ内遺跡三号木簡（裏面）

（『西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書』一九八七年による）



屋代遺跡群一〇号木簡（裏面）

（『長野県屋代遺跡群出土木簡』一九九六年による）



山垣遺跡五号木簡（裏面）

（『山垣遺跡出土木簡の再検討』（第一九回木簡学会研究集会報告資料）による）



みることにも意義があるだろう。

七世紀代の籍帳類は現在には伝わらないが、八世紀冒頭の大宝二年の戸籍が正倉院文書の中に残つており、これらと比較することが可能である。大宝二年戸籍においては、西海道諸国とのものと御野国とのことで様式に違いがある。西海道諸国戸籍は、歴名部分には一行に一名を記している。一方、御野国戸籍では、歴名部分では紙の上下幅の中を三段に使い、人名を三段に分けて記している。こうした三段組みのスタイルである点以外にも、御野国戸籍は年齢記載などを人名の下に割書しており、

西海道戸籍だけでなく、現在知られる養老五年以降の他の籍帳類とは異なる書式として認識されている。八世紀の籍帳類の書式においては、御野型のものは養老五年以

図4 7世紀の歴名木簡（1:5）

後には見られないことから、養老五年籍式によつて書式が統一されたとする見解もあり、現在のところ、御野型は八世紀の早い時期のうちにしか見られない様式として考へることができる。御野型戸籍の様式が八世紀の早い時期にしか見られないものだとすれば、同時期あるいはそれを溯る時期の木簡における歴名の様式との関連性はどうであろうか。

御野型戸籍は三段に界線を引き、それに沿つて人名の上端を揃えている。御野型の書式がどこまで溯るのか、ここから先は想像でしかないが、あるいは庚寅年籍や庚午年籍まで溯ることも考へられよう。先に七世紀代の記録簡において段を揃えて木簡に歴名を記すことが見られる点を指摘したが、このような様式が戸籍における三段組の書き方と関連してはいないう。すでに戸籍を作成する以前から記録簡の書式があつたのであれば、庚午年籍の書式に記録簡の記載方法が影響を与えたことも考へられる。また、これとは逆に、戸籍を三段組で作つていたことから、記録簡の書式にそのような複数行かつ複数段のようなスタイルが広まつていつたことも考へられる。記録簡の段組みの様式の開始と庚午年籍の作成との前後関係が不明なため、どちらかに断ずることはできないが、七世紀後半に始まる造籍という行為と、歴名簡を用いて何らかの事務処理をする行為とが、在地における当時の支配の上で共通する立場から利用されている可能性があり、互いの書式が影響をもつてゐたことは十分考

えられよう。この点については、さらに深い見解を持つてはいないので、これまでの指摘に留めるが、七世紀の歴名簡に対する新しい視点として受け取つていただければ幸いである。

なお、記録簡について、もう一点言及しておきたい。記録簡作成の場面として、後から勘査を行うためだけではなく、現状書き上げ記録とでもいうべきものの存在がある。記録簡の使用方法として、いつたん書き上げた歴名に合点を付して勘査に使つたものもあるが、それ以外に、データをある作業時点で一気に書き上げただけのものも見られる。伊場遺跡二号木簡などは、人名のあとに「椋」「屋」の文字と「一」「二」といった数値がそれほど間をあけずに書かれており、いつたん人名が書き上げられた後に別の場所で数値が記入されたとみるよりも、人名と数値が一つの場所で同時に書き込まれ、作業進行の現状などが一度に書き上げられたものかと思われる。在地において周囲の人々を動員したり、物品を徴収した場面に、こうした記録簡が使用されたのであろう。出挙や徵税、労働徵發のような場面での木簡の利用が七世紀段階から行われてゐるが、その記入の手順についても、いろいろな方法を想定できそうである。

#### 四 地方出土の木簡を通してみた屋代遺跡

屋代遺跡群出土の七世紀～八世紀初頭の木簡について、他の遺跡

と比べながら概観すると、共通する点を見出すのは難しいことではない。いくつかの点を具体的に挙げておきたい。

### 1 布の生産・収奪に關わる記録簡がある（一〇号木簡<sup>21</sup>）。

西河原森ノ内遺跡三号木簡も人名と「布」と数量を記している。<sup>22</sup>

### 2 「論語」の文章を記したものがある（四五号木簡<sup>23</sup>）。

木簡そのものは、習書というよりも、それ自体が何らかの用途を持っていたかのような形態を呈している。徳島県觀音寺遺跡からも「論語」学而編の文章を記した木簡が出土したが、<sup>24</sup>地方において、律令制支配の浸透と並行してこうした典籍を攝取しようとしていたことは間違いない。

### 3 出撃関係の木簡と考えられるもので、干支年による年月日十束数表記のものがある（二三号木簡<sup>25</sup>）。

同様の内容の木簡として、伊場遺跡三号木簡が注目される。<sup>26</sup>干支年表記でなくなつた八世紀にこの書式がどのような書式の木簡として同じ機能を受け継いでいくのか、あるいは別なものに変化していくのかという点も、今後の検討課題である。以上のように七世紀～八世紀初頭の木簡を全国的に集成してみた結果、屋代遺跡群の木簡も他の地方遺跡の木簡と同じ書式や内容を持つものが多くあり、比較して見ていくことが可能である。七世紀における、全国的な「文明」としての木簡使用の中でとらえられる

木簡群であることが再認識されよう。見方を変えれば、大宝令施行よりも前の七世紀段階において、木簡の使用について、全国的に共通する様式があると言うこともできる。

屋代遺跡の木簡群を残した人々がどのような活動をしていたのかということの評価について、律令法の浸透する前から木簡を使った地方での支配が行われていたと解釈するか、それとも木簡の使用が律令法の初期の浸透（たとえば戸籍の作成など、部分的な律令的行政運営の開始）に伴つて進んでいったとするのか、この点の解釈はまだ分かれるであろう。七世紀前半の様相がわからないと判断しかねるところでもある。七世紀の地方支配については、地方豪族が中央との関係による評制の施行を受け入れることによって、自らの支配地域への支配・経営の強化を実現していったという見方ができるが、木簡の使用もまた、地方豪族による支配の強化に利用されていった、つまり在地の支配者にとっての中央からの文明の受容として利用されていった可能性もあるだろう。七世紀における画一的な地方支配への進行は、具体的な方法の面において、木簡に見られるような様々な事務処理や情報伝達の画一性が広がることで、全国的に達成されていったのかもしれない。律令制の形成過程である七世紀後半については、中央との関係を利用しながら、どのようにこの地域の豪族が自らの支配を展開していくかを考えることも、七世紀の屋代遺跡を見ていく上で重要な視点となつてくるであろう。

## 註

- のち東野「長屋王家木簡の研究」（一九九六年一月、塙書房）に所  
収。
- (1) 岸俊男「木簡と大宝令」（『木簡研究』一二、一九八〇年一月、のち  
岸「日本古代文物の研究」（一九八八年一月、塙書房）は、藤原宮跡  
出土の「膳職白主菓餅申解解」（奈良県教育委員会編『藤原宮』二一  
号木簡）の存在から、大宝令以前にも「解」の用字があった可能性を  
考慮して慎重に考えた上で、藤原宮木簡を大観すると大宝令施行前後  
で上申文書の木簡に書式の変化があったととらえている。
- (2) 「藤原宮木簡」一、解説、付章「藤原宮木簡の記載形式について」、  
一九七八年一月。
- (3) 秋文は、滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『湯ノ  
部遺跡発掘調査報告書I』、一九九五年三月、一八一頁による。
- (4) 中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会『西河原森ノ内遺跡第  
三次発掘調査報告書』、一九八七年三月、二九頁。
- (5) 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団『小敷田遺跡』、一九九一年  
三月、遺構遺物編・第一分冊、四二五頁。
- (6) 加古千恵子・平田博幸「山垣遺跡出土木簡の再検討」（一九九七年  
一二月七日、第一回木簡学会研究集会における報告資料）。
- (7) 新潟県和島村教育委員会『八幡林遺跡』、一九九二年三月、一二二頁。
- (8) 福島県いわき市教育委員会『荒田目条里遺跡木簡調査略報』木簡が  
語る古代のいわき』、一九九六年三月、一三一・一八頁。人名における  
「伴部」や「丸」といった表記が見られ、また別に「仁寿三年」の年  
紀を持つ三号木簡が出土しており、九世紀ごろのものと推定される。
- (9) 財団法人長野県埋蔵文化財センター『長野県屋代遺跡群出土木簡』、  
一九九六年三月、六〇頁。
- (10) 前掲註(9)『長野県屋代遺跡群出土木簡』、六〇頁。
- (11) 東野治之「大宝令成立前後の公文書制度」（龜田隆之先生還暦記念  
会編『律令制社会の成立と展開』（一九八九年二月、吉川弘文館）、
- (12) 『静岡県史』資料編4古代、一九八九年三月、九五六頁。
- (13) 前掲註(3)『湯ノ部遺跡発掘調査報告書I』、一八三頁。
- (14) 山尾幸久「六七六年の牒の木簡」（前掲註(3)『湯ノ部遺跡発掘調査  
報告書I』）。
- (15) 前掲註(12)『静岡県史』資料編4古代、九五四・九五五頁。
- (16) 前掲註(4)『西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書』、三三二頁。
- (17) 前掲註(9)『長野県屋代遺跡群出土木簡』、四四頁。
- (18) 前掲註(9)『長野県屋代遺跡群出土木簡』、七六頁。
- (19) 前掲註(6)加古・平田報告資料。
- (20) 平川南「多賀城の創建年代」（『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇、  
一九九三年二月）。
- (21) 前掲註(17)。
- (22) 前掲註(16)。
- (23) 前掲註(9)『長野県屋代遺跡群出土木簡』、六六頁。なお、秋文は  
『木簡研究』本号の傳田伊史氏の論考を参照されたい（282頁）。
- (24) 本年七月二六日に徳島県埋蔵文化財センターにおいて行われた觀音  
寺遺跡出土木簡検討会において、「論語」学而編とみられる旨の見解  
が提出された。本稿の一覧表では、觀音寺遺跡出土の木簡については取  
り上げていない。詳細は今後の発表を待ちたい。
- (25) 前掲註(9)『長野県屋代遺跡群出土木簡』、四八頁。
- (26) 前掲註(12)『静岡県史』資料編4古代、九五一頁。

別表 地方出土の七世紀～八世紀初頭の木簡一覧

所在 府県	遺跡名	番号	長さ	幅	厚さ	型式	用途	記載内容・形態の特徴	西暦年	出土遺構・層位	出土遺構・層位の 年代観	木簡研究 (号-番号)
奈良県	下茶屋遺跡	(134)	(15)	4	081	文書 カ				川跡	7C前半～8C初頭	一六一
		(160)	30	5	033	付札	「五十戸」			川跡	7C後半	一六一
大阪府	桑津遺跡	216	39	4	051	呪符				井戸埋め戻し土	7C前半	一四一
大阪府	佐堂遺跡	(108)	(29)	4	039	付札	「五十戸」			流路		四
兵庫県	三条九ノ坪遺跡	(199)	33	6	019		干支年		六五一	流路		一九一
静岡県	伊場遺跡	一	(154)	32	4	019				大溝	7C後半	
		一一	(211)	(21)	5	059				大溝	7C後半	
		一一	(284)	29	3	019				大溝	7C後半	
		四	(119)	29	5	081	干支年、「五十戸」「月生」、 束数表記	六八一		大溝	7C後半	
		五	(161)	26	3	019	束数表記、「代」			大溝	8C前半	
		六	274	29	5	051	「五十戸」			大溝	7C後半	
		七	(330)	29	8	019	干支年	六九一		大溝	8C前半	
		八	(63)	25	2.5	019	干支年	六九五		大溝	8C前半	
		九	(161)	28	5	019	干支年	六九五		大溝	7C後半	
		一一	(1165)	(62)	10	081	記録 「評」「五十戸」「歴名、 棟・屋数表記、段揃え」			大溝	8C前半	
		四六	173	32	4	019	人名			大溝	7C後半	
		八四	366	111	10	011	文書?			大溝	7C後半	
		八七	(220)	46	5.7	081	片面習書 カ	六八五?		大溝	8C前半	一一四
		一〇八	(305)	39	4	039	文書?	干支年、「評」、付札状	六九九	大溝	7C後半	一一七
静岡県	梶子遺跡	四	(325)	32	3	081	神の系譜?	干支年、「評」、付札状	六九九?	大溝	8C前半	一五一
		一一	135	20	2	011	神の系譜?	干支年	六七九?	大溝堆積土	8C前半	一五九
		一五	206	15	3	051	神の系譜?	干支年?	六七九?	大溝堆積土	7C後半もしくは 8C前半	一五一
静岡県	遺跡	五	135	22	3.5	011	神の系譜?	「五十戸」		旧河川流路	8C末～9C初頭	一五二
											7C第3四半期	八一

七世紀の地方木簡

埼玉県	小敷田遺跡	一 (400)	28 5	019 文書	表裏一行書 <small>やか</small> 十五日 <small>へ</small> 十八日の日付を上 端揃えて四行書 <small>やか</small>	土壌	8C 初頭前後	七-1
		一 330	57 3	011	日付、稻の束数表記	土壌	8C 初頭前後	七-4
		三 158	32 2	011 習書 <small>か</small>		土壌	8C 初頭前後	七-2
		四 (187)	19 19	081 習書 <small>か</small>	束数表記	土壌	8C 初頭前後	七-9
		五 (103)	(21) 3	081	束数表記	土壌	8C 初頭前後	七-3
		六 (93)	(12) 2	081	束数表記	土壌	8C 初頭前後	
		七 378	28 3	011 文書 <small>か</small>	「御前頸首拌白」、一行書 <small>やか</small>	土壌	8C 初頭前後	七-5
		八 236	(20) 4	081 片面呪符	装束具の列記	土壌	8C 初頭前後	七-6 (一四に訂正)
		九 (175)	21 4	081		土壌	8C 初頭前後	七-7
		一〇 (220)	42 4	081	一行書 <small>やか</small>	大溝	7C 後半	
滋賀県	北大津遺跡	一〇 695	73 5	011	音義注釈	溝	7C 後半	
滋賀県	南滋賀遺跡	一一 (212)	30 4	039 記録?	付札状	溝	7C 後半	
滋賀県	西河原森ノ内遺跡	一二 410	35 2	011 文書	「評」「五十戸」、表裏一行 書 <small>やか</small>	溝	7C 後半	一八-1
		一三 (665)	70 6	059 記録	人名+数量+「布」	溝	土器は7C 後半	八-2
		一四 (320)	20 6	019 文書 <small>か</small>	「使人」記す	包含層	8C 初~8C 中頃	一一-1
		一五 (186)	46 7	019	「評」人名+束数表記	包含層	8C 初~8C 中頃	一一-2
		一六 (328)	37 9	011	「貸稻」	包含層	7C 末~8C 初	一一-3
		一七 (144)	26 7	081 習書 <small>か</small>		包含層	7C 末~8C 初	一一-4
		一八 (100)	26 6	019	干支列記	包含層	7C 末~8C 初	一一-5
		一九 (121)	27 6	011 文書	「前牒曰」	包含層	7C 末~8C 初	一一-6
		二〇 (203)	26 5	019		包含層	7C 末~8C 初	一一-7
		二一 310	28 5	011		雨落溝		一一-8
		二二 (121)	22 2	019 束数表記、「直」「利」		雨落溝		一一-9
		二三 (1061)	(31) 13	019 物品收受に関連?		水田面上	7C 後半~8C 初頭	一四-1
		二四 136	19 3	033 付札 <small>か</small>		溝埋土	7C 後半	一八-1
		二五 (135)	18 4	039 付札 <small>か</small>		溝埋土	7C 後半	一八-2



七世紀の地方木簡

	四五	(196)	(10)	7	019	論語	流路		
	四六	(132)	(36)	4	019	干支年	六六五	湧水溝	一八-13
宮城県	郡山遺跡	一	(104)	29	3	039	井戸跡	多賀城創建期以前	四-1
	一一	(95)	(18)	3	081		井戸跡	7C末~8C初頭	四-2
	一一	(314)	18	4	061	写経用定本	井戸跡	7C末~8C初頭	四-3
石川県	金石本町遺跡	一	(248)	(13)	2.5	019	「御前申」	河道跡	一一〇-1
	一一	175	37	4.5	081		河道跡		一一〇-2
	一一	(189)	37	4	081	稻の数量表記	河道跡		一一〇-3
兵庫県	山垣遺跡	一	(365)	37	7	019	壕		六-1
	一一・一	619	52	7	011	文書 カ	「里長」、郡符	壕	六-6・7
	四	(290)	(36)	9	081	文書 カ	壕	壕	六-8
	五	697	57	8	011	記録	壕		六-2
	六	190	15	3	033	付札	壕		
	七	(112)	25	5	039	付札	壕		
	八	226	25	4	051	付札	壕		
	九	(94)	25	4	019		壕		
	一〇	256	24	4	051	付札	壕		
	一一	365	35	7	043	封緘	壕		六-5
	一一	(244)	30	6	019	習書 カ	壕		
	一一	(189)	31	5	081		壕		
	一四	(130)	41	6	061	曲物底板	壕		
	一五	(139)	32	6	019		壕		
	一六	(279)	(13)	4	081		壕		
	一七	(333)	42	4	081	記録	壕		六-9
	一八	(238)	40	5	081	記録	歴名、三行書き、段揃え	壕	六-4
	一九	460	31	5	011	文書?	表裏一行書き カ	壕	六-10
	一〇	(428)	21	5	081		壕		
	一一	(447)	62	5	081	記録	日付?とし稻の束数表記	壕	六-3
島根県	出雲国府跡	一	(103)	12	3	081	「畔」、部姓	溝	一一-1

福岡県 大宰府跡	一	(147)	31	6	019	「里長」 「評」 「表裏一行書き」 「貸稻」、歴名 削屑	溝 溝 溝 溝 溝 溝 溝
	二	156	27	3	032	付札 文書 記録	
	三	343	21	6	011	文書 力	
	四	(153)	32	7	081	表裏一行書き 「貸稻」、歴名 力	
	五				091	削屑	
	七	311	29	3	011	「竺志前」、物品・数量列記 「評」、表裏一行書き	
		一	448	36	8	文書 記録 力	腐食土層 大溝 大溝
福岡県 井上薬師堂遺跡	一	446	45	7	011	稻の收取に関連?	七-1
	二	(246)	46	6	081	米の数量表記	七-2
	三	(111)	43	4	065	出拳関連 記録 力	七-3
	四	(267)	19	5	081	大溝 大溝	七-4
							七-5